

## 貯金規定の一部改正について

今般、総合口座取引規定および積立式定期貯金規定において、普通貯金の取引に普通貯金（営農）の追加およびその他所要事項の見直しに伴う貯金規定の一部改正を行います。

詳細につきましては、以下の改正内容（新旧対照表）をご覧ください。

## 【対象となる貯金規定】

## ○総合口座取引規定

(改正後)	(改正前)
1. (総合口座取引) (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。 ① 普通貯金 <u>および普通貯金（営農）</u> <u>（以下、これらを「普通貯金」といいます。）</u> ②～③ (省略) (2)～(3) (省略)  2～20. (省略)	1. (総合口座取引) (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。 ① 普通貯金 <u>（追加）</u>  ②～③ (省略) (2)～(3) (省略)  2～20. (省略)

## ○積立式定期貯金規定

(改正後)	(改正前)
1～4. (省略)  5. (利息) (1) (省略) (2) (省略) (3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日（または最長預入期限日）前にこの貯金を解約する場合および第 <u>6</u> 条第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。 ①～② (省略) (4)～(5) (省略)  6～17. (省略)	1～4. (省略)  5. (利息) (1) (省略) (2) (省略) (3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日（または最長預入期限日）前にこの貯金を解約する場合および第 <u>5</u> 条第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。 ①～② (省略) (4)～(5) (省略)  6～17. (省略)

## 【実施日】

この規定は平成31年4月1日から実施する。